

**Q1 答え****B 承諾の画面が表示されたり、承諾のメールを受け取った時。**

契約は「申し込み」に対して相手が「承諾をしたとき」に成立します。  
ネット通販の場合、注文ボタンをタップすると「申し込み」に、  
その後の承諾画面の表示や承諾メールの受信が「承諾をしたとき」に当たります。

**Q2 答え****A 「返品不可」と書かれていれば、原則、返品できない。**

ネット通販などの通信販売では、クーリング・オフはできません。  
返品の可否や条件については、表示されているルールに従います\*。  
ネット通販を利用するときは、表示をしっかりと確認しましょう。  
※表示がない場合は、商品を受け取った日から8日以内であれば返品できる（返品費用は消費者負担）

**Q3 答え****A 契約を取り消せる。**

未成年者がした親の同意がない契約は、取り消すことができます\*。  
ただし、契約にあたって「親の同意を得ている」「成人している」などと嘘をついて  
相手を信用させた場合や、お小遣いの範囲の契約では、取消しはできません。  
※なお、契約期間が1カ月を超え、かつ総額が5万円を超えるエステでは、  
成人であってもクーリング・オフや中途解約ができる

**Q4 答え****B 「契約しない」と、きっぱり断る。**

「お金がない」と言って断ると「すぐに元が取れる」などと言われ、  
クレジット契約や学生ローン等での借金を勧められる事例もあります。  
友人や知人から勧誘されて断りにくいと思っても、断るときには「契約しない」と  
はっきり伝えましょう。

困ったときは、

消費者ホットライン  
いやや  
**☎188**にご相談を！  
最寄りの相談窓口  
電話がつながります

**お住まいの自治体の相談窓口**

調布市消費生活センター 調布市役所 3階  
☎ 042-481-7034  
受付日：月～金（祝日・年末年始除く）  
受付時間：【電話相談】 9時～12時 13時～15時30分  
【来所相談・予約制】 9時～12時 13時～15時  
※第2土曜日は電話相談のみ 9時～12時

編集・発行 独立行政法人国民生活センター広報部（法人番号 4021005002918）  
〒108-8602 東京都港区高輪 3-13-22

デザイン 株式会社アメージングデザイン  
監修 弁護士 瀬戸和宏  
作成協力 公益社団法人 全国消費生活相談員協会

2022年1月発行